

はじめに

人口減少社会を迎えた今日、高齢単身世帯の増加や少子化を背景とした生活課題の深刻化や、「無縁社会」と呼ばれる人と人、人と社会のつながりの希薄化により、地域におけるくらしの不安が広がっています。また、厳しい経済・財政状況を反映した雇用情勢の変化に伴う非正規雇用の増加や離職者の増加などにより生活保護受給者の増加や社会的孤立を背景とした生活困窮者への対策も課題となっています。

異常気象による自然災害が全国で多発し、南海トラフ地震なども想定した災害支援体制の強化が必要となっており、高齢者や障害者など災害時要援護者の支援に向けた福祉避難所の指定や避難支援の取り組みが進められています。

このような状況や取り組みを背景に、当社会福祉協議会では、次の事業方針を掲げ、平成26年度の事業を推進します。

2. 質の高い福祉サービスの提供

社会福祉協議会の特性である「事業体」の機能を發揮し、利用者本位の視点に立ったサービス提供に努めます。また、質の高いサービスを安定的・継続的に提供できるよういきいきと働くことが出来る職場づくりに努めます。

重 点 標 標

1. 第4次地域福祉推進計画の平成26年度年次計画の実施により、
 - ①例えば、災害時の要援護者の避難支援についての協議を通して、自治会エリアでの見守り、支えあいの仕組みづくり
 - ②仕組みづくりのための具体的な方策をプロジェクトチームで検討するなど、地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会の組織づくりに取り組みます。

2. ボランティア活動および福祉教育の推進を推進するとともに、災害に備え、災害時に活動するボランティアの養成など、ボランティアセンターの対応力を高める取り組みを行います。
3. 認知症の理解や介護技術といった内部研修を実施し、職員一人ひとりがスキルアップをはかり、地域の中でその人らしい暮らしを支えられる質の高い福祉サービス提供に努めます。
4. 3施設の指定管理者として、効率的な運営を行うとともに、講座をはじめとする自主事業も実施し、住民の福祉の向上に寄与できるよう取り組みます。

事 業 方 针

1. 地域福祉の推進
「小さなまちの大きなおうち～ふれあい～語りあい～ささえあいの地域（まち）づくり～」を目標に、社会福祉協議会の特性である「協議体」・「運動推進体」の機能を發揮し、自治会をはじめとする地域の団体・町行政や民生委員委員会協議会といった機関と地域づくりについて話しあい、播磨町が1つの家であるかのように、ふれあい、支えあい、いつまでも安心して暮らせるように地域福祉の推進に努めます。

事業計画

[I] 在宅福祉活動

※ 表内 ★印=受託事業 ☆=町との共同事業 ◎=新規事業

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅高齢者地域生活支援サービス	老人給食サービスの実施	3,972 千円	S55.7	地域在宅高齢者の栄養と健康面の改善を図るとともに地域との交流を深め、在宅高齢者の福祉の推進を図る。
事業内容	毎週木曜日の夕食の配食(8月以外)。利用者負担200円 ①町内に子どもが居住していない方 ②身障手帳3級以上をもつている方 ③夫婦の年齢が合わせて160歳を超える高齢者夫婦世帯の方 ④その他、特別な理由があり、運営委員会で認められた場合			
年次目標	地域でのキーステーションとなって下さる方(民生委員及び協力委員等)を増やし、地域での見守り支援システムの強化を図る。			
★ 寝具乾燥消毒サービスの受託	260 千円	H13.7	在宅の高齢者及び障害者に対して、寝具類等の乾燥消毒を行ふことを支援し、もって保健福祉の向上を図る。	
事業内容	居宅に寝具乾燥車を派遣し、対象者の使用する寝具類等を乾燥消毒する。 ①65歳以上の単身世帯②65歳以上ののみの世帯③身体障害者手帳1,2級か療育手帳所持者の単身世帯④重度心身障害者のみの世帯⑤重度心身障害者と65歳以上の世帯⑥その他原則1回／月、3枚／回。利用料300円／回			
年次目標	社協だよりによる広報や地域包括支援センター・居宅介護支援事業所への事業紹介を通して、より多くの方に利用していただこう取り組むとともに、実施体制を再整備していく。			
福祉機器の貸出事業	50 千円	H25.4	播磨町に在住する者に対し福祉機器を貸出すことにより、在宅福祉の向上に寄与する。	
事業内容	播磨町に在住で、本会の福祉機器が日常生活において必要な方を対象に、車いす・ポータブルトイレを貸出する。ただし、他のサービスを受けることができるのは対象外とする。			
年次目標	介護用品に関する相談に応じ、誤った使い方による事故を防ぐため適切な使用方法を説明し貸出を行う。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
在宅障害者地域生活支援サービス	移送事業	1,275千円	H9.4	町内に在住する身体の不自由な高齢者および障害者等で、家庭で移送手段を確保するのが困難である方に、医療・保健・利用の便を図り、在宅福祉の向上に寄与する。
事業内容	車椅子を使用するおむね65歳以上の高齢者および身体障害者(児)で、心身の状態により他の交通工具への通院や入退院・福祉施設への入退所等の送迎を行なう。			
年次目標	道路交通法に基づく基準を遵守し、利用者の方に安全にサービスを提供する。			
★要約筆記者派遣事業の受託	110千円	H13.4	中途失聴者及び難聴者が社会生活上必要不可欠な会合に出席する場合に要約筆記者を派遣することにより、意思伝達の手段を確保し、もって難聴者等の福祉の増進に資する。	
事業内容	登録している難聴者等が公的機関、学校や医療機関等での複雑な会話を必要とする場合や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合に登録筆記者を派遣。			
年次目標	対象者=町内に居住する18歳以上の身体障害者手帳所持者で、要約筆記を必要とする者。			
★手話通訳者派遣事業の受託	119千円	H15.4	利用登録者、及び登録筆記者に対し、事業の適切な利用について理解が得られるよう説明を行う。また、利用に係る課題の把握ができるよう日常的に情報収集を行う。	
事業内容	登録している難聴者等が公的機関への各種申請や、届出・相談特や、社会生活上コミュニケーションを図ることが必要な場合、そして権利や義務に係る重要な用件等の場合に派遣する。			
年次目標	対象者=町内に居住または、勤務する18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者等。			
★声の広報事業の受託	44千円	H14.4	利用登録者、及び通訳者に対し、事業の適切な利用について理解が得られるよう説明を行う。また、利用に係る課題の把握ができるよう日常的に情報収集を行う。	
事業内容	朗読ボランティア「のぎく」により、毎月発行される町広報、社協だより、議会だよりなどの内容をテープ・CDに録音し、視覚障害者用テープ郵送袋により郵送し、情報を提供する。			
年次目標	前年度に引き続き、対象でありながらも利用されていない方に對し、事業のことを知りたいだけるよう、関係機関と連携をとりPRに努める。			

★手話奉仕員養成事業の受託	772千円	H17.6	手話通訳奉仕員の登録者を増員し、聴覚障害者の利便性を図り、社会参加を推進する。
事業内容	講師として、兵庫県聴覚障害者協会、稻美町ろうあ協会、播磨町聴覚障害者部会というよう、手話サークルはりま等に依頼し、初級講座を開催する。		
年次目標	手話を用いたコミュニケーションをより深く学んでもうけるように、聴覚障害の方との交流も含めたプログラムを実施する。		

★生活訓練事業の受託	1,795千円	H18.4	障害児の長期休業中における自立支援として、日常生活や社会生活上必要な訓練、指導及びリクリエーション活動を通じての交流を目的とする。
事業内容	夏休みの長期休業中の小学校の特別支援学級生や特別支援学校生に対し、個人の能力に応じた買物や調理・清掃など日常生活訓練やレクリエーション活動などを通じて、他の学校の友達とふれあい、交流を持つ。		
年次目標	事業や障害についての理解者を拡大することや、継続的な開拓を図るために意識し、実施場所やプログラム実施に係る協力依頼など、積極的に関係機関へ働きかける。		

区分	事業名	事業費	事業開始	事業	目的
その他支援活動	福祉サービス事業（日常生活自立事業）	266千円	H12.4	判断能力に不安がある高齢者・精神障害者・知的障害者等の方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き、または福祉サービスの利用に要する費用の支払い等の援助を行い、在宅生活を支援する。	
事業内容	基幹型社協の専門員が策定する支援計画に基づき、生活支援員が訪問し支援する。 ①福祉サービスを利用できるようにお手伝い　②生活に必要なお金の管理のお手伝い ③通帳や書類などの預かり				
年次目標	・利用者の在宅生活を支援するために、情報交換や担当者会議の参加など、他機関・専門職との連携を行う。 ・利用者の状況に応じて支援計画の見直しを行う等、変化に応じた支援を行なう。 ・利用者の増えた中、新たな生活支援員の養成を図る。				
★権利擁護支援事業	802千円	H25.4	高齢者・障害者等への虐待及びその他の権利侵害の防止策や権利を守るためにの支援策など権利擁護に取り組む。		
事業内容	虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を通じ、権利擁護の意識の醸成を行なうとともに、見守りや権利擁護支援が必要な高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護支援員等の人材の養成や養成した人材を活用するための地域での支え合いを推進するシステムづくりを行う。				
年次目標	前年度の取り組みを踏まえ、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの啓発活動を推進し、権利擁護の意識に満ちたまちづくりに取り組む。				

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
児童福祉活動	おもちゃルーム きらきらの開設	20千円	H8.4	おもちゃを使っての遊びの楽しさ・おもしろさの中から、子どもの自発性や創造性を育てるとともに、感覚・運動機能の発達を促進し、あわせて、障害児・健常児の別なく、子ども・親・ボランティア等のふれあいの場を提供し、子どもの健全育成を図る。
事業内容	小学校低学年までの子どもと親を対象に、毎月第1木曜日と第3土曜日の10時から12時の間、福祉会館において開催。			
年次目標	運営は、ボランティアグループ『トウインクル』による。 子ども達には安心な遊び場、親には子育て中の仲間との情報交換・出会いの場になるよう開催する。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
小地域福祉活動	ふれあい ・いきいきサロン 事業	3,774千円	H13.5	ひとりぐらしや虚弱な高齢者が気軽に集えるサロンを開設し、地域住民とのふれあいの中で孤立感の解消、心身機能の向上を図るとともに、地域住民が福祉活動に参加し、住みよい福祉のまちづくりを自らの手で推進する。
事業内容	自治会を実施主体に、自治会館等、参加者が歩いていける場所を会場に、参加者とボランティアが一緒に内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。			
年次目標	利用対象は、おおむね65歳以上の高齢者とするが、開催頻度も含め、実施主体ごとに設定していく。 ・34自治会で開催されている中、40自治会を目標に、新たに開設いただけるよう自治会に働きかけていく。 ・研修会の開催や各サロンへの訪問等を通して、既存サロンへの支援を行う。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
生きがい創り 活動	喜寿お祝い写真 贈呈事業	174千円	H10.9	老人月間に際し、喜寿を祝い、記念として写真を贈呈する。
事業内容	9月1日現在、数え年77歳の方を対象に希望を募り、撮影を行い、写真を贈る。			
年次目標	多くの対象者に応募していただけれるよう、コミセンなどに掲示して広報活動に努める。			

★ 楽々くらぶ事業の受託	6,299 千円	H18.4	地域支援事業の一環として、スクリーニングにより把握した特定高齢者に対し、週1回、4会場で「楽々くらぶ」を開催する。地域包括支援センターが個別に作成する介護予防ケアプランに基づき、「運動器の機能向上」や「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のメニューを提供する。
事業内容	町内に在住するおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方は除く）を対象に、福祉会館・コミュニティセンターを会場に、①運動教室 ②健康チェック ③送迎サービス ④給食サービス（月1回） ⑤レクリエーション（月1回）を提供する。	1人あたりの利用頻度は、月4回。利用料200円／回 昼食があるときは600円／回	・6か月間という短期間の中で効果のあるプログラムを専門スタッフとともに考え、提供し、介護予防に努めながら、心身機能の維持向上を目指す。 ・他者との交流や外出の機会の場であり、閉じこもり防止を図るため、新たな参加者を募っていく。
年次目標			

〔II〕 ボランティア活動

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
学習機会の提供	養成講座の開催事業	7,357 千円	S58.9	広く一般に呼びかけ、養成講座を開催することにより、ボランティア活動に参加するきっかけを提供する。
事業内容	要約筆記初級講座・学生を対象とした夏休みボランティア体験教室（保育体験など）・点訳ボランティア養成講座など			
年次目標	対象者についての理解を深めただけでなく、ボランティア活動者との交流を取り入れ、継続的にボランティア活動を行っていだくための入門の機会とし、充実したプログラムづくりと参加者の確保に努める。			
区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
交流・ネットワークの推進	ボランティア連絡会、各ボランティアグループの支援	—	S58.9	ボランティア連絡会や各ボランティアグループを支援し、各グループ間の交流や活動に関する情報提供、助言。 ボランティア同士の交流を深めるためのボランティアの集いの開催。また、視覚障害者団体と朗読グループの交流研修会を開催。
事業内容	手話中級講座、ボランティア連絡会への助成・各ボランティアグループの活動資材の整備・自主研修費の助成・研修会や活動に関する情報提供、助言。			
年次目標	今後も活き活きと、継続した活動を行い、幅広い支援を行う。			

区分		事業名	事業費	事業開始	事業目的
情報の収集・提供・発信活動	ボランティア情報誌発行事業	――	\$58.9	情報誌で、広く住民に情報を提供し、ボランティア活動を身近で気軽にるものにする。	
事業内容	「みてみて」発行	1回／年			
年次目標	普段ボランティア活動に関わるの方からも関心が得られるよう、町内のボランティア活動についての情報を盛り込み発信する。				
区分		事業名	事業費	事業開始	事業目的
マッチング・支援活動	コーディネート事業	――	\$58.9	活動希望者と活動先の需給調整、登録	
事業内容	ボランティア活動希望者をボランティア登録し、関連のボランティアや市民活動団体との連携・協働を図り、活動先の斡旋を行う。また、登録者に対しボランティア災害共済の加入を促進し、安心して活動ができるようにサポートする。				
年次目標	ボランティアの協力を必要としている個人や団体と、ボランティア活動を行うことができる個人や団体、互いの共感の上マッチングが行えるよう双方の情報集約に努める。また、活動者については次の活動に向けモチベーションを保つことができるよう、活動後のフォローにも力を入れる。				
[III] 一般福祉活動					
区分		事業名	事業費	事業開始	事業目的
当事者組織への支援活動	各種団体への助成	285千円	――	各種団体・当事者組織に助成をし、自主的な活動の支援を行なう。	
事業内容	各種団体・当事者組織の事業計画に基づく申請により助成する。また、活動の支援を行う。				
年次目標	各種団体・当事者組織の自主活動の支援する。				
区分		事業名	事業費	事業開始	事業目的
福祉学習活動	福祉学習指定校の指定	100千円	\$62.4	児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動への参加を促すことを目的とする。	
事業内容	播磨南小学校、蓮池小学校、播磨西小学校、県立播磨南高校	1校につき20,000円／年助成。3年間の県社協の指定校制度を終了した学校に対し、活動を継続できるよう助成し、活動の助言等を行う。		以上5校。	
年次目標	学校におけるその他福祉教育に関連する取り組みの情報収集を行う。また、担当者と事前事後の話合いの場を持ち、今後の実施へ活かせるよう評価を行う。				

区分		事業名	事業費	事業開始	事業目的
啓発・広報活動	社協だよりの発行	1,228千円	S44.6	社協の事業・福祉サービス・福祉の動向等の情報を、住民に提供し、地域福祉の向上を図る。	
事業内容	社協だより『ゆう&あい』の毎月24日発行				
年次目標	内容や紙面の充実に努め、社協事業の周知を図るとともに、社協からの情報発信の場として活用していく。				
ホームページの開設	181千円	H10.4	広範囲な人を対象に、当社協の活動を周知するとともに、情勢に即応した新しい情報をお届けする。		
事業内容	Eメールを活用し、双方の情報交換を行う。				
年次目標	・トップページの一部改修を図り、閲覧者にとって見やすくて、検索しやすいものにしていく。 ・地域の団体にも、情報発信の場として活用してもらう。				
福祉大会の実施	193千円	H8.6	福祉大会を開催することで、社会福祉協議会や社協事業を周知するとともに、障害者理解やボランティア活動等への啓発を目的とする。		
事業内容	手話体験・点認体験・要約筆記体験など				
年次目標	町内在住のボランティアだけでなく、障害のある方にも協力、参加していただけるようはたらきかけ、住民間の交流の機会となるよう努める。				

区分		事業名	事業費	事業開始	事業目的
相談所の開設	心配ごと相談所の開設	196千円	S37.1	広く住民の日常生活上のあるべき相談に応じ、適切な助言、援助を行なって、地域住民の福祉の増進を図る。	
事業内容	毎週火曜日13時から16時の3時間、福祉しあわせセンターにおいて、定期相談員8名により、住民より生活上の相談を受け、助言・援助を行なう。				
年次目標	住民に身近な相談所であることを啓発・広報していく。				
法律相談所の開設	325千円	H9.6	心配ごと相談の一環として実施し、相談内容が多種多様化する中、法律的な助言・援助が必要な相談の問題解決能力を高める。		
事業内容	・ 每月第1火曜日の13時30分から15時30分の2時間、福祉しあわせセンターにおいて、兵庫県弁護士会より弁護士を派遣してもらい相談を実施する。 ・ 実施にあたっては、心配ごと相談を受けてもらい、問題解決上必要と判断した場合に予約とする。				
年次目標	心配ごと相談での法的解決を支援するとともに、成年後見制度の相談窓口に位置づけし、啓発広報を行う。				

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
資金の貸付	生活福祉資金の貸付	—	S34.4	低所得・高齢者・障害者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助指導導を行いうことによって、その世帯の経済的自立と生活が送れるようする。
事業内容	対象：①低所得世帯 ②障害者世帯 ③高齢者世帯 ④生活保護世帯 ⑤教育支援資金（教育支援費・住宅入居費・一時生活再建費） ⑥総合支援資金（生活支援費・住宅担保型生活資金） ⑦不動産担保型生活資金 ⑧生活困窮者への支援として、世帯が自立し、安定した生活が送れるよう、単に資金の貸付相談ではなく、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。			
年次目標	特別援護資金の貸付	300千円	S35.9	生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯が、生活上または医療上等で緊急な支出を必要とする時のつなぎ資金として貸付ける。
事業内容	対象：生活保護法にいう被保護者、要援護者の世帯または低所得者層と思われる世帯 貸付限度額：50,000円 償還期間：12ヶ月以内			
年次目標	生活福祉資金と同様に、生活にかかわる総合相談として捉え、関係機関と連携をしながら、相談者の自立に向け、支援していく。			

区分	事業名	事業費	事業開始	事業目的
募金活動	社協会費	3,931千円	S58.6	社協員制を敷き、趣旨に賛同する会員を募集し、その会費を自主財源として事業を推進する。
事業内容	普通会費1戸500円	特別会費5,000円	とし、7月より集金。	
年次目標	社協活動のための理解につとめ、多くの方に賛同していただき。			
共 同 募 金	2,993千円			住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが注みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが主体的に参加する福祉コミュニティへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する。
事業内容	・兵庫県共同募金会播磨町共同募金委員会の実施する赤い羽根共同募金運動への協力。 ・配分金を、地域福祉推進のために活用する。			
年次目標	配分金を計画的かつ有効に地域福祉活動に活用する。			

歳 末 募 金	1,500 千円	S26.12	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、福祉活動を展開する。
事業内容	・自治会や職域に募金の募集を行い、配分委員会で審議の後、民生委員を通じて対象世帯にお見舞金を届ける。		
年次目標	募金に協力していただけれるよう啓発・広報していく。地域の自治会や団体・グループなど広い層で活用していただく。		
善 意 銀 行	400 千円	S38.8	地域住民の善意を発掘し、その高揚を図るとともに、善意による預託を受け、これを地域社会へ効果的に還元し、もって社会福祉の増進に寄与する。
事業内容	・金銭による預託を受け入れる。 ・預託された金銭により、老人福祉・児童福祉・低所得者世帯福祉・地域福祉活動等に払出を行う。		
年次目標	地域住民の善意を生かせるよう運営を行う。		

〔IV〕★地域包括支援センター

事業費	事業開始	事業目的	
32,242 千円	H18.4	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として地域包括ケアを実現する。	
事業名		具体的な内容	
総合相談支援		①関係機関等からの情報収集により、訪問等による実態把握を行う。 ②初期段階での相談対応や継続的・専門的な総合相談支援を行う。	
権利擁護		①成年後見制度の円滑な利用に向けた支援を行う。 ②高齢者虐待対応をマニュアルに沿って適やかな虐待対応を行う。 ③認知症サポートセンターを養成、組織化し、認知症の人の支援者を増やす。	
介護予防事業		①介護予防事業に関するモニタリングを行う。 ②予防給付に関するケアプランの作成、サービス提供、モニタリング、給付管理をする。	
包括的・継続的 ケアマネジメント		①地域の介護支援専門員等の業務の円滑な実施への支援を行う。 ②地域の介護支援専門員等の資質向上を図るための事例検討会や情報提供を行う。	
その他啓発活動		①地域住民や関係機関に働きかけ、相談窓口としての周知度を高める。 ②シニア元気アップ出前講座を行い、介護予防活動を支援する。	
年次計画		・社会福祉協議会と協働して地域での見守り、支え合い活動を支援する仕組みづくりを考え、実践に移す。 ・権利擁護まちづくり委員会に参画し、権利擁護の意識を高めるための取り組みを行う。 ・認知症サポートや介護ボランティア等の支援者を養成し、活動を支援する。 ・個別ケースの支援内容を検討する地域ケア会議を開催する。 ・介護予防・日常生活支援総合事業創設に向けた検討を関係機関に働きかける。	

[V] ゆうあい園運営事業

事業費	事業開始	事業目的
30,144千円	S58.5 H21.4	利用者に対し、通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった利用者には、一般就労等への移行に向けて支援する。
方針	関係市町、地域の保健・医療・福利・サービス機関と連携を図り、適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供する。	
年次計画	①利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った個々の個別支援計画に基づき、サービスを提供していく。 ②一人ひとりの適性に応じた作業ができるまで、それぞれに適した機能訓練を行い、健康維持増進を図る。 ③利用者一人ひとりの身体的能力を見極めて、それぞれに適した機能訓練を行い、健康維持増進を図る。 ④家族やボランティアと連携し、利用者を地域で見守る。	

[VI] 介護保険事業

区分	事業名	事業開始	事業目的
ホームヘルパー	介護保険事業	H12.4	総事業費 30,598千円
ステーション	方針	サービスの質を確保しながら効率の良い供給体制を確立し、利用者側に立って運営することを基本方針として、職員の資質向上を目指し、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。	
年次計画		①内部研修や外部研修を活用し、職員の資質を高める。 ②各居宅介護支援事業者や地域包括支援センターと連携を図る。 ③安定した運営を図るために、人材の確保に努める。 ④各種マニュアルの見直しや整備を行ない、職員への周知徹底を図る。	
★高齢者生活支援型	ホームヘルプサービス事業の受託運営	H12.4	身体が虚弱な高齢者など身体上または精神上軽度の障害があるて日常生活を営むのに支障がある者がホームヘルパーの派遣を必要とする場合、その費用の一部を助成することにより、高齢者が健全で自立した安らかな生活が営むことができるよう援助する。
内容	対象者：町内に在住する者で、介護保険対象であるが、日常生活上援助が必要と認められるおおむね65歳以上の要介護高齢者がいる家庭。	①身体介護に関すること ②家事に関すること ③相談・助言に関すること	
障害者総合支援法に基づく居宅介護事業		H18.4	身体障害者（児）・知的障害者（児）に対する対応と、自立と社会参加を促進するための居宅介護を提供する。
内容	対象者：身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者	①身体介護に関すること ②家事に関すること ③外出時における介護	

デイサービスセンター

介護保険事業	H12.4	総事業費 115,969千円	
方針	サービスの質の安定と向上を目指す為、サービス提供体制(人員及び設備)の確保を行い、利用者個々の人格を尊重しおどろき・心配り・心配りを念頭に、「明るく元気で、対人援助のマナーや言葉遣いへの意識的配慮を行い、要支援状態もしくは要介護を提示して、利用される方に安心して日常生活が営めるよう、その一助となるよう、常に利用して頂けるように取り組む。	上記の方針達成のために、 ①利用者の生活自立の助長と生活の質の向上のため、本人・家族介護者との対話を大切に、適宜行い、心身の状況把握や意向・希望を聞き取り、ニーズ把握に努める。 ②把握したニーズに応じたサービス提供のため、ニーズを踏まえた通所介護計画書を作成し、定期的また必要に応じた見直しを行う。 ③通所介護計画書の作成にあたっては、担当ケアマネジャー立案のケアプランに即すること、また必要時のプラン変更の提案を行い、日常的に本人のニーズ等が出来ているのかに着眼してサービス提供にあたり、毎日のミーティング等を通じて、評価・見直しを行っていく。 ④選択メニューの充実・拡充、ニーズに即した内容にするため、希望アンケートの実施また日頃の参加の様子を見ながら地域ボランティアの開拓もしながら、レクリエーションを実施する。 ⑤いきいき100歳体操の導入で、下肢筋力の保持、体力の維持、体感バランスの向上に取り組み、日常生活を安全に自立的に過ごせるように支援する。 ⑥活動記録(デジタル撮影)の保存・活用で事業活動の紹介や新規利用者獲得の情報提供材料とする。 ⑦関係事業所や行政機関等・ボランティアとの連携でサービス内容の充実を目指していく。	
年次計画	★障害者日中一時支援事業	H18.4	社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減をはかるため、身体障害者に対し、適正なサービスを提供する。
内容	対象者：町内に在住する18歳以上の身体障害者 内容：①入浴サービス ②給食サービス ③生活指導（介護相談）④日常生活動作訓練（機能訓練・レクリエーション）⑤静養 ⑥健康チェック ⑦送迎 ⑧排泄援助		
★身体障害者短期入所事業	H12.4	身体障害者の介護を行う者の疾患その他の理由等により、障害者が居宅において介護を受けることができず、一時的な保護を必要とする場合に、宿泊や介護を受けることにより、居宅の障害者およびその家族の福祉の向上を図る。	
内容	対象者：町内に在住する在宅の障害者 利用期間：7日以内		

居宅介護支援事業所	介護保険事業	H12. 4	総事業費 22,845千円
	方針	要介護者等からの相談に応じ、および要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等をもとに、居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、介護施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。	<p>・介護支援専門員一人当たりの担当件数は、要介護者・要支援者を含め39件までを限度とする。</p> <p>・次のことに心がけながら、可能な担当件数を確保するよう努める。</p> <p>①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してケアプランを作成し、また利用者の心身の状況や家族環境の変化に応じ、居宅サービス計画の見直しや変更を行う。</p> <p>②利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。</p> <p>③事業の運営にあたっては、播磨町や医療機関・地域包括支援センター・他のサービス事業所そして介護保険施設等との連携に努める。</p> <p>④行政への各種申請代行を行う。</p> <p>⑤播磨町及び他市町村から介護認定調査の委託を受ける。</p> <p>⑥利用者のサービスの質の向上のために、効果的な職員研修を実施する。</p>

[VII] 公益事業

事業名	事業費	事業開始	
★福祉会館の受託運営	19,905千円	S62. 4	・指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。
★福祉しあわせセンターの受託運営	6,015千円	H12. 2	・指定管理者として、効率的な運営を図るとともに、住民の福祉の増進に寄与する。

[VII] 第4次地域福祉推進計画

重点目標その1 自治会エリアで見守り・支えあいの仕組み作りを目指す	活動目標1 民生委員児童委員協議会ならびにコミュニティセンター区ごとの自治会会长会と懇談会を開催
①民生委員児童委員協議会との懇談会、計画の説明会を開催	自治会エリアでの仕組み作りについて地域で話し合いを行いうにあたり、自治会役員だけでなく、担当民生委員からもご理解ご協力が得られるようにはたらきかけを行う。

	<p>②コミュニケーションセンター区ごとの自治会長会の場を借りて懇談会、計画の説明会を開催する。</p>	適時、自治会長会の場をお借りし、計画の説明や懇談会を開催する。
活動目標2 各自治会と懇談会を実施し、福祉連絡会（仮称）の組織化をはたらきかけ	<p>①各自治会エリアで懇談会を開催し、地域での見守り・支えあい活動の必要性について理解を広げる。</p> <p>②モデル自治会を依頼し、一緒に福祉連絡会（仮称）を立ち上げ、活動支援を行う。</p>	自治会単位で、社協や計画の内容についての説明会を行い理解を広げる。
活動目標3 コミュニティセンター区ごとに福祉ネットワーク会議（仮称）設置へのはたらきかけ	<p>①福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援</p> <p>②モデルのコミュニケーションセンター区で、福祉ネットワーク会議（仮称）の設置支援</p>	自治会単位での福祉連絡会（仮称）の開催状況を踏まえ、設置に向けはたらきかける。
活動目標4 行政や民生委員児童委員協議会等の関係機関・団体との連携、協働をすすめる	<p>①行政や関係機関・団体へ調査の結果や計画の説明を行い、周知・理解促進を図る</p> <p>②福祉連絡会の設置に向けて、研修会の実施等、必要に応じて行政・関係機関と協働して取り組む</p>	行政や関係機関・団体へ、計画の周知・理解促進を行う。
重点目標その2 地域での見守り・支えあい活動を支援できる社会福祉協議会を目指す		必要に応じて、行政や関係機関と連携をとり協働して地域へはたらきかける。
活動目標1 社協事業・組織検討委員会（仮称）を見直し、事業・組織体制を見直し	<p>①社協事業・組織検討委員会（仮称）を設置し、社協事業・組織体制の見直しをはかる</p> <p>②事業・組織の見直しにより、事務局に地域福祉担当制を設ける</p> <p>③福島町社協の強みでもある、介護・在宅福祉サービスの専門性や職員の力を地域の福祉活動につなげること</p> <p>④事務局職員と介護・福祉サービス専門職とが、総合的に地域福祉活動を支援する</p>	社協事業・組織検討委員会を開催し、事業及び体制について見直しを図る。
活動目標2 地域の福祉活動を推進・支援する職員（コミュニケーションティワーカー）を育成	<p>①職員の研修計画を作成し、職場内研修や外部研修を通してコミュニケーションティワーカーとしての感性や技術向上に努める</p> <p>②社協の全職員が地域福祉の視点を持ち、それぞれの専門性を活かして、何らかのからかたちで地域福祉活動に携わる機会を設ける</p>	研修計画を作成し職場内研修を随時実施する。また、外部研修にも積極的に参加し、技術向上に努める。